松江市告示第 140 号

松江市風しん予防接種費用助成事業実施要綱(平成 25 年松江市告示第 330 号)の一部を次のように改正する。

令和3年3月23日

松江市長 松浦正敬

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
(対象となる予防接種)	(対象となる予防接種)
第3条 略	第3条 略
(1) 略	(1) 略
(2) 令和3年4月1日から令和4年3月	(2) 令和2年4月1日から令和3年3月
<u>31 日までの間</u> に受けた予防接種である	<u>31 日までの間</u> に受けた予防接種である
こと。	こと。
別記様式	別記様式
松江市風しん予防接種費用助成金交付申請書	松江市風しん予防接種費用助成金交付申請書
年 月 日	年 月 日
(あて先)松江市長	(あて先)松江市長
申 請 者 住所 松江市 (予防接種を受けた人) 電話 () 略	申 請 者 住所 <u>松江市</u>

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に存するこの告示による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。